

改 正 案				現 行			
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）				別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）			
一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。				一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。			
(1)・(2) (略) (二)				(1)・(2) (略)			
(3) 特性試験				(3) 特性試験			
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。				申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。			
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。				ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。			
一 装 置	一 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別	一 装 置	一 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別
			(略)				(同上)
			五の号一第三項一				五の号一第三項一
			二				二
			(略)				(同上)

信 送	プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		(略)
	変調度	直線検波器又は 変調度計	(略)		(略)
	比 吸 収 率	比吸収率測定装 置	(略)		(略)
	空 中 線 電 力	電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器	(略)	○	(略)
	強度 又は不要発射の 強度	低周波発振器 スプリアス電力 計又はスペクト ル分析器	(略)	○	(略)
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器 又は疑似信号発 生器 バンドメーター 又はスペクトル 分析器	(略)	○	(略)
	周 波 数	周数数計又はス ペクトル分析器	(略)	○	(略)
				備 設 線 無 の	

信 送	プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(同上)		(同上)
	変調度	直線検波器又は 変調度計	(同上)		(同上)
	比 吸 収 率	比吸収率測定装 置	(同上)		(同上)
	空 中 線 電 力	電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器	(同上)	○	(同上)
	強度 又は不要発射の 強度	低周波発振器 スプリアス電力 計又はスペクト ル分析器	(同上)	○	(同上)
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器 又は疑似信号発 生器 バンドメーター 又はスペクトル 分析器	(同上)	○	(同上)
	周 波 数	周数数計又はス ペクトル分析器	(同上)	○	(同上)
				備 設 線 無 の	

装 置	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		(略)
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		(略)
	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	(略)		(略)
	隣接チャネル漏 えい電力又帯域 外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	(略)	注 22 ○	(略)
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	(略)		(略)
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)		(略)
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	(略)	○	(略)
	感 度	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)		(略)

装 置	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(同上)		(同上)
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(同上)		(同上)
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(同上)		(同上)
	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	(同上)		(同上)
	隣接チャネル漏 えい電力又帯域 外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	(同上)		(同上)
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	(同上)		(同上)
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(同上)		(同上)
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	(同上)	○	(同上)
	感 度	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)		(同上)

受	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)	(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)	(略)
信	スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)	(略)
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ	(略)	(略)
装	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)	(略)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(略)	(略)
置	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(略)	(略)
	ゲイエンフアシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)	(略)
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)	(略)

注1) 21 (略)

22 ~~占有周波数帯幅が二二五〇MHzを超え五MHz以下のものを除く。~~

受	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)	(同上)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)	(同上)
信	スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)	(同上)
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ	(同上)	(同上)
装	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(同上)	(同上)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	(同上)	(同上)
置	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(同上)	(同上)
	ゲイエンフアシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(同上)	(同上)
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(同上)	(同上)

注1) 21 (同上)

11.11 (略)

11.11 (略)